

河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月17日

河合町長 清 原 和 人

河合町条例第32号

河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年12月河合町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

不燃ごみ	指定袋1枚につき	40円	容量約45リットル
------	----------	-----	-----------

」を

「

不燃ごみ	指定袋大1枚につき	40円	容量約45リットル
	指定袋中1枚につき	30円	容量約30リットル
	指定袋小1枚につき	20円	容量約20リットル

」に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。